

## 経済要録

### 国 内

#### ◆平成3年度一般会計暫定予算について

平成3年度一般会計暫定予算は、3月28日、参議院本会議において可決、成立した。歳出規模は5兆4,218

億円で、対象期間は4月1~12日の12日間<前年暫定50日間、暫定補正19日間>、また暫定予算の編成は62年度以降5年連続となる。その概要は以下のとおり。

#### 平成3年度一般会計暫定予算

(単位 億円)

	暫定予算(A)	構成比(%)	本予算(B)	構成比(%)	(A)/(B)(%)
地 方 交 付 税	33,670	62.1	159,749	22.7	21.1
国 債 費	991	1.8	160,360	22.8	0.6
産業投資特別会計繰入れ	—	—	13,000	1.8	—
一 般 歳 出	19,557	36.1	370,365	52.6	5.3
社会保障関係費	9,390	17.3	122,122	17.4	7.7
恩給関係費	4,380	8.1	18,084	2.6	24.2
文教・科学振興費	2,278	4.2	53,944	7.7	4.2
防衛関係費	1,191	2.2	43,860	6.2	2.7
公共事業関係費	202	0.4	65,897	9.4	0.3
経済協力費	18	0.0	8,459	1.2	0.2
中小企業対策費	0	0.0	1,950	0.3	0.0
エネルギー対策費	1	0.0	5,921	0.8	0.0
食糧管理費	—	—	3,732	0.5	—
その他の事項経費	2,048	3.8	43,546	6.2	4.7
給与改善予備費	—	—	1,350	0.2	—
予 備 費	50	0.1	1,500	0.2	3.3
歳 出	54,218	100.0	703,474	100.0	7.7
公共事業関係費 (含む無利子融資分)	202	0.4	78,197	11.1	0.3
税 収	190	15.4	617,720	87.8	0.0
税外収入等	1,041	84.6	19,324	2.7	5.4
国債	—	—	53,430	7.6	—
国債整理基金特別会計受入れ	—	—	13,000	1.8	—
歳 入	1,231	100.0	703,474	100.0	0.2
歳出超過額	52,987		—		

### ◆平成3年度一般会計予算について

平成3年度一般会計予算は、4月11日、政府原案どおり成立した。

### ◆長期国債入札のスケジュール短縮化について

大蔵省、日本銀行、国債引受けシングルート団は、長期国債入札スケジュールの短縮化を決定、4月2日の4月債入札より実施した。スケジュール短縮化の概要は以下のとおり。

### <10年債入札スケジュール短縮化の概要>

	<現行>	<短縮後>
条件提示	8:30	8:30
シ 団 会 議 終 了	11:30	11:15
オ フ ァ ー	12:00	11:30
応 募 締 切 り	14:30	13:30
結 果 発 表	翌日 8:30	16:30

### ◆大蔵省、国内CPの発行適格基準の見直しを実施

大蔵省は、国内で発行されるコマーシャル・ペーパー（CP）の発行適格基準の緩和を決定し、4月1日から実施した。これは、以下のとおり発行適格基準をA-2格以上の格付基準に一本化し、発行適格企業の範囲を拡大するもの。

#### （見直しの内容）

現行	見直し後
・CP第1位のA-1格相当以上の格付けを取得している企業	・CP第2位のA-2格相当以上の格付けを取得している企業
・CP第2位のA-2格相当の格付けを取得している純資産額330億円以上の企業	

### ◆東京証券取引所等、上場諸基準および上場賦課金算定基準の改正を実施

東京証券取引所は、4月1日、大幅な株式分割（1株を1.5株以上に分割、5割以上の無償増資を含む）や1単位の株式数のくくり直し（10分の1または2分の1へのくくり直し）を行った会社に対する

上場諸基準および上場賦課金算定基準の改正を実施した。同改正は、株式投資単位の引下げによる投資促進策を実施した会社について、上場諸基準等での不利を避け、場合によっては優遇を図るもの。なお、他の7証券取引所も同日、同様の措置（大阪、名古屋以外は一部指定基準、一部から二部への指定替え基準を除く）を実施した。同改正の概要は以下のとおり。

#### 1. 上場諸基準関係について

##### （1）株主数基準

###### a. 3年間の緩和措置

一部指定基準、指定替え基準および上場廃止基準における株主数の算定にあたっては、株式分割等の実施後3年以内に終了する年度末については、株式分割等が行われなかつたものとして算定する。

###### b. 一部指定の優遇措置

一部指定審査について、直前事業年度中に株式分割等を行っている場合には、最近2事業年度末ではなく、直前事業年度のみ株主数基準を満たしていればよいものとする。

###### c. 直前決算期後の株主数の加算措置

一部指定審査の対象となる直前事業年度終了後3か月以内に株式分割等を行っている場合には、株式分割等によって新たに単位株主になったものの数を直前事業年度末の株主数に加算することができる。

###### d. 猶予期間からの解除措置

指定替えおよび上場廃止の猶予期間内にある会社が、猶予期間中に株式分割等を行っている場合には、たとえ基準を満たしていないとも、株主数不足が解消されたものとみなす。

##### （2）1株当たりの株主資本の額、利益の額、利益配当（将来の見込みを含む）基準

###### a. 1:10以上の株式分割または1単位の株式数の10分の1への変更を行った場合

株式分割等が行われなかつたものとして数値（株主資本の額、利益の額、利益配当）を算出する。

###### b. 1:2以上1:10未満の株式分割または1単位の株式数の2分の1への変更を行った場合

株式分割等を行った後3年以内に終了する事業年度について、その事業年度の数値は、株式分割等が行われなかつたものとして算出する。

## 2. 上場賦課金算出基準について

上場会社が毎年納入する年賦課金額は、上場株式数および1単位の株式数によつてはいるが、株式分割等に伴う株式数の増加が、年賦課金額の増加を招かないよう、株式分割等実施後の年賦課金額を据え置くこととする。

### ◆全国8証券取引所・日本相互証券、立ち会い時間を延長

東京証券取引所等、全国8証券取引所は、4月30日から、立ち会い時間を30分延長することを決定した。具体的には、午後の取引開始時間を現行の午後1時から午後0時30分に繰上げる。

また、日本相互証券も同じく4月30日から、午前・午後合計で債券取引時間を10分延長し、現行の午前8時40分から午前11時15分・午後0時45分から午後5時を、午前8時40分から午前11時05分・午後0時25分から午後5時とすることを決定した。

### ◆全中の諮問機関（総合審議会）による農業系統の事業方式改善と組織再編に関する答申について

全国農業協同組合中央会の諮問機関である総合審議会は、3月29日、同会会長に対して、「系統農協を通ずる事業機能の強化と事業運営の合理化・効率化および組織整備の将来方向ならびにその実行方策」と「農協・連合会の事業機能の拡充および経営管理強化のための法制度等の改正対策」について答申を行つた。

同答申の内容のうち、農業系統の組織整備に関しては、今後の農協段階での合併進捗を前提に、こうした農協合併の進展、体制整備の状況等、地域の実情や事業の実態をふまえて、都道府県段階の連合組織についてその機能の一部を農協に移管するとともに、組織を全国段階に統合することが骨子となつてゐる。この答申が正式に採用された場合、現行の3段階組織は農協一全国組織の2段階組織に移行することとなるが、答申では全国ならびに県段階での具体的な実行方策について、平成5年3月までに策定するとしている。

なお、同答申の構成は以下のとおり。

## I. 系統農協の組織整備の将来方向と実行方策について

### 1. 系統農協の組織整備の将来方向

- (1) 将来方向の検討にあたつての系統農協を通ずる機能分担のあり方
- (2) 機能分担のあり方をふまえた系統農協の組織整備の将来方向

### 2. 将来方向の実現に向けての実行方策

- (1) 農協合併の進展状況等に対応した段階的な取組み
- (2) 組織整備推進のための体制の確立と実行方策の策定・推進

## II. 農協・連合会の事業機能の拡充と経営管理強化のための法制度等の改正対策について

### 1. 農協・連合会の事業機能の拡充対策について

- (1) 地域農業の振興および地域社会開発等の事業機能の強化について
- (2) 金融自由化の進展等に対応した事業機能の強化について
- (3) その他

### 2. 農協・連合会の経営管理体制の整備・強化対策について

- (1) 責任と機動性のある執行体制の確立について
  - (2) 監査機能の強化、内部けん制体制の整備・確立について
- ### 3. 組織整備対策について
- (1) 合併の推進対策について
  - (2) 組織整備対策について

### ◆富士銀行等、変動金利型住宅ローンの金利見直し回数を年2回に変更

富士銀行は、変動金利型住宅ローンの借入後の金利見直し回数を年1回から年2回に変更し、4月1日以降の新規契約分から実施することを決定した。他行も同様の金利変動ルールに移行した。

◆現行金利一覧 (3年4月15日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期 ( ) 内前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	6.0	2. 8.30 (5.25)
・その他のものを担保とする貸付利子歩合	6.25	2. 8.30 (5.5 )
短期プライムレート	7.875	3. 4. 8 (8.25 )
長期プライムレート	7.7	3. 4. 1 (7.5 )
住宅ローン金利		
・固定金利型	7.68	3. 4. 1 (7.86)
・変動金利型	7.5	3. 4. 1 (7.8 )
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本開発銀行	7.7	3. 4. 1 (7.5 )
・中小企業金融公庫・国民金融公庫	7.7	3. 4. 1 (7.5 )
・住宅金融公庫	5.5	2. 9.17 (5.4 )
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	5.0	1. 7.28 (4.75)
(期間5年~7年)	5.5	2. 2.27 (5.35)
(期間7年以上)	6.6	3. 2. 1 (6.9 )
銀行等の預貯金金利 (日本銀行のガイドライン利率)		
・定期預金		
3か月	4.08	2. 9.17 (3.63)
6か月	5.33	2. 9.17 (4.88)
1年	6.08	2. 9.17 (5.63)
2年	6.33	2. 9.17 (5.88)
・定期積金	3.93	2. 9.17 (3.5 )
・普通預金	2.08	2. 9.17 (1.63)
・通知預金	2.33	2. 9.17 (1.88)
郵便貯金金利		
・定額貯金 (1年以上1年6か月未満)	5.08	2. 9.17 (4.63)
・積立貯金 (1年)	4.20	2. 9.17 (3.72)
・通常貯金	3.48	2. 9.17 (3.0 )
・定期貯金 (1年)	6.08	2. 9.17 (5.63)
信託配当率		
・指定金銭信託合同運用口 ①		
1年以上のもの	6.08	2. 9.17 (5.63)
2年以上のもの	6.38	2. 9.17 (5.93)
5年以上のもの	6.7	3. 4. 6 (6.5 )
・貸付信託 ②		
2年のもの	6.53	2. 9.21 (6.08)
5年のもの	6.82	3. 4. 6 (6.62)

(注) 1.市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。

2.信託配当率は各行自主決定金利。

①既契約分については実施日以降に始まる計算期から適用。

②実施日以降設定分に適用するほか、既設定分は実施日付から6か月後に決算期の到来する分から適用。

◆公社債発行条件

(3年4月15日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国 債 (10年)	応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈4月債〉 <u>6.535</u> 6.6 <u>100.39</u>	〈3月債〉 6.215 6.4 101.14
割引国債 (5年)	応募者利回(%) 同税引後(%) 発行価格(円)	〈1月債〉 6.939 5.467 71.50	〈11月債〉 7.548 5.925 69.50
政府短期証券(60日)	応募者利回(%) 割引率(%) 発行価格(円)	〈9月10日発行分～〉 5.550 5.500 99.0959	〈4月2日発行分～〉 5.168 5.125 99.1575
政府保証債 (10年)	応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈4月債〉 <u>6.725</u> 6.6 <u>99.25</u>	〈3月債〉 6.482 6.4 99.50
公募地方債 (10年)	応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈4月債〉 <u>6.767</u> 6.6 <u>99.00</u>	〈3月債〉 6.523 6.4 99.25
利付金融債 (3年物)	応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈4月債〉 <u>6.700</u> 6.7 100.00	〈3月債〉 6.500 6.5 100.00
利付金融債 (5年物)	応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈4月債〉 <u>6.800</u> 6.8 100.00	〈3月債〉 6.600 6.6 100.00
割引金融債	応募者利回(%) 同税引後(%) 割引率(%) 発行価格(円)	〈4月債〉 <u>6.213</u> <u>5.042</u> <u>5.83</u> <u>94.12</u>	〈3月債〉 6.247 5.075 5.86 94.10

(注) アンダーラインは今回改定箇所。

## 海 外

### ◆米国連邦公開市場委員会（FOMC）、2／5・

#### 6日開催の議事録を公表

米国連邦公開市場委員会は、3月29日、2月5・6日に開催された同委員会において採択された金融調節方針に関する議事録を公表した。その主な内容は次のとおり。

#### 1. 足元の経済動向

景気動向は、足元では湾岸危機を映じた不確実性の高まり等を背景に、個人消費、設備投資等が引き続き低迷傾向をたどっているほか、生産や雇用も著しく悪化しており、一段と後退傾向を強めている。一方、物価・賃金については、エネルギー価格の下落や需給の緩和等を映し増勢が鈍化傾向。この間、マネーサプライは、金融機関経営に対する懸念の高まりもあって引き伸び悩み。

#### 2. 先行きの景気、インフレに対する見方

先行きの景気については、当面は一段の悪化を予想しているものの、輸出の下支えや原油価格・短期金利の低下に加え、戦争終結に伴う消費者・企業マインドの改善等を背景に景気後退は比較的マイルドなものにとどまり、再び回復に向かうとの見通し。もっとも、金融機関の収益悪化、消費者・企業の負債残高増加等を背景に、景気後退が深刻化、長期化するリスクが現段階では払拭できないことも指摘。

一方、インフレについては、足元においては顕著な低下傾向を示していないものの、製品・労働需給の緩和等を背景に年内にはコア部分も含めてかなり低下するとの楽観的な見方。

#### 1991年10～12月見通し

(失業率%、その他は前年10～12月比%)

名目GNP	実質GNP	CPI	失業率
3.75～5.25	0.75～1.50	3.25～4.00	6.50～7.00

(注) 上記予測において、湾岸戦争は向こう2～3か月以内に終結し、原油供給や価格にあまりマイナスの影響を与えないことを前提。一方、信用供与については、年内はある程度の抑制傾向が続くとの見通し。

#### 3. 政策判断に関するFOMCの見解

すべてのメンバーが、直近の金融緩和（2／1日：公定歩合6.5%→6.0%、FFレート6.75%→6.25%）の効果を見極めるために当面は現状の金融政策を維持するが、予想以上に景気が後退ないしはマネーサプライの増加が不十分な場合には、一段の金融緩和に踏切ることを支持。

この間、今次FOMCでは91年のマネーサプライのターゲット・レンジにつき、90／7月時点で設定された目標（M<sub>2</sub>：2.5～6.5%、M<sub>3</sub>：1.0～5.0%）を維持することが大方のメンバーに支持された。なお、マネーサプライ増加率の短期目標

#### 米国連邦公開市場委員会（FOMC）における政策決定の推移

開催日	マネーサプライ短期目標（年率）	FFレート許容範囲（%）	基本方針		政策スタンス変更の余地			
			期間	M <sub>1</sub> （%）	M <sub>2</sub> （%）	M <sub>3</sub> （%）		
1990年	8/21	6～9月	—	4.0	2.5	6.0～10.0	現状維持	緩和方向
	10/2	9～12月	—	4.0	2.0	6.0～10.0	現状維持	緩和方向
	11/13	9～12月	—	1.0～2.0	1.0～2.0	設定せず	わずかながら緩め	緩和方向
	12/18	11～3月	—	4.0	1.0	設定せず	わずかながら緩め	緩和方向
91年	2/5～6	12～3月	—	3.5～4.0	3.5～4.0	設定せず	わずかながら緩め	緩和方向

(90／12月→91／3月)については、前回FOMC  
(90／11月→91月／3月)比変更。

(年率)	前回	→	今回
M2	4.0%		3.5~4.0%
M3	1.0		3.5~4.0

#### ◆米国議会、貯蓄貸付組合（S & L）整理資金の増額を決定

米国議会は、「金融機関改革救済執行法」(89年8月制定)で認められた整理委託公社(RTC)の損失償却資金(現状500億ドルが上限)が、不動産市況の悪化等に伴うS & L倒産の急増から、ほぼ底をついているため、300億ドルの追加資金の調達を認める法案を可決(上院3／7日、下院3／13日)した。

#### ◆英国政府、91年度予算案および政府経済見通しを発表

英国ラモント財相は、3月19日、議会において、「予算演説」(Budget Statement)を行い、「財政説明書」(Financial Statement and Budget Report)を議会に提出した。この中で明らかにされた91年度(91年4~92年3月)予算案およびその前提となる経済見通しの概要は以下のとおりである。

#### 1. 経済見通し(下表参照)

91年の実質GDP成長率については、年前半に個人消費、企業設備投資の減少が続くとみられる事から、△2.0%と80年以来のマイナス成長となる見通しである。もっとも、インフレが鎮静化してくるに伴って金利が次第に低下するものとみられるに加え、湾岸戦争の終結による消費者マインドの好転もあって、景気は年後半以降個人消費を中心に回復に転じる見通しとなっている。

一方、インフレ率は、90年第4四半期の前年同期比10.0%から91年第4四半期は同4.0%へ、さらに92年第2四半期は同3.75%へと順調に低下する見通し。また、経常収支は90年の△128億ポンドから91年△60億ポンドへと赤字幅がさらに縮小する見通しである。

#### 2. 金融政策

英国は、90年10月の欧州通貨制度(EMS)の為替相場メカニズム(ERM)への参加に伴い、ERM内における英ポンド相場の安定を優先する金融政策の運営が要請されることとなったが、その際、他のERM参加国と同様、マネーサプライの伸びを一定の目標値に収めることができることで、91年度の狭義マネーサプライ(M0)

### 政府経済見通し

(前年比 %、( )内は昨秋見通し)

	1990年(実績)	91年(見通し)	92年上期(見通し)
実質GDP	0.5(1.0)	△2.0(0.5)	2.0
個人消費	1.0(2.5)	△1.75(1.75)	2.25
政府消費	1.7(1.5)	1.5(0.75)	1.25
総固定資本形成	△1.9(△1.5)	△9.75(△1.75)	1.25
在庫投資	△0.7(△1.0)	△0.25(△0.75)	0.5
輸出等	4.8(4.5)	1.0(2.5)	4.75
輸入等	1.6(2.5)	△1.5(1.25)	4.75
経常収支(億ポンド)	△128(△155)	△60(△100)	△80
小売物価(%)	10.0(10.25)	4.0(5.5)	3.75

(注) 1. 在庫投資は、増減のGDPに占めるウエイト(%)。

2. 経常収支の92上期は年率。

3. 小売物価の90、91年は、第4四半期の前年比、92年上期は、第2四半期の前年比。

増加率についてはインフレ抑制を徹底するとの見地から、各月とも前年同月比0～4%と90年度（同1～5%）比幾分低めに設定された。

### 3. 財政収支

インフレ抑制の観点から歳出を抑制し、中期的な財政収支の均衡を図るという従来からの財政政策目標は不变であるとしつつも、経済活動の落込みを反映して、財政収支は、89年度79億ポンドの黒字から90年度は7.5億ポンドの黒字へと黒字幅が大幅に縮小した後、91年度には80億ポンドの赤字と、86年度以来5年ぶりの赤字に転じる予算案を策定した。

### 4. 税制改正等

現在英国政界において最大の争点となっているpoll tax（人頭税＜地方税＞）については、地方税負担が過大となっている点が問題であるとして、その一部を国税負担に移行する扱いとする。そのための代替財源として、4月1日から付加価値税率（VAT）を2.5%引上げて17.5%とすることを今次予算案に盛込んでいる（この結果、91年度の1人当たりのpoll tax負担は、全国平均で前年比140ポンド削減され、250ポンドとなる見通し）。

その他の税制改正等は主なポイントは、次のとおりである。

- (1) 90年度中の所得に対する法人税率を35%から34%へ引下げ、91年度には33%へ引下げる。
- (2) 所得税の基礎控除を例年同様物価上昇に合わせて引上げる。
- (3) 燃料税、タバコ税を引上げる（現行税率を1.15倍）。
- (4) 職業訓練費用を所得税から控除する措置を新設する。

### ◆英国、ベースレートを0.5%引下げ

イギリス銀行は、3月22日午前、12.375%の市場介入金利で買オペ（期間1～14日）を実施した旨発表した（前日実施した買オペの市場介入金利12.875%と比較し、0.5%の低下）。

これを受け、ロンドン手形交換所加盟大手銀行は、ベースレート（基準貸出金利）を13.0%から12.5%へ0.5%引下げる旨発表し、即日実施した。これらの措置により、昨年10月以降の今次利下げ局面での

ベースレート引下げは合計4回（累計引下げ幅2.5%）となった。

### ◆フランス銀行、市場介入金利を0.25%引下げ

フランス銀行は、3月18日、市場介入金利の0.25%引下げ（9.25%→9.0%）を決定した（5～10日もの現先金利は10.0%に据置き）。

今回の利下げ措置について、同行では、「市場において既に確認されていた金利の低下傾向および物価を巡る好ましい状況に照らして決定されたもの」との声明文を発表。

### （参考）最近の市場介入金利等の推移

発表日	1989年		90年			91年
	10/5	12/18	4/2	4/26	10/31	3/18
市場介入金利	9.50	10.00	9.75	9.50	9.25	9.00
5～10日もの現先金利	10.25	10.75	10.50	10.25	10.00	10.00

### ◆スペイン銀行、政策金利を1.0%引下げ

スペイン銀行は、3月15日、政策金利を現行の14.5%から1.0%引下げて、13.5%とすることを発表した（18日より実施）。

今回の利下げ措置について、同行では、次のとおり对外説明をした。

「今次措置は、国内インフレ圧力が若干後退したなかで、EMSにおけるペセタ相場に配慮して実施したものであり、（やや減速しつつある）国内景気を刺激する意図は全くない。インフレについては、昨日発表の消費者物価指数に多少改善がみられた（前年比、1月+6.7%→2月+5.9%）が、その水準自体はドイツ、フランスの約2倍と引き続き高く、政策の主たる目標はなおインフレの抑制にある。したがって、今後短期間のうちに再び利下げがあると考えるべきではない。欧州通貨制度（EMS）の運営に関しては、今次措置がEMS内で高まってきた緊張を緩和することに資するものであると希望しているが、スペイン銀行のみがEMS維持の責務を負うものではなく、EMS内で通貨の弱い国においても何らかの行動があり得るところである。」

### ◆ソ連、主要公定小売価格の引上げ等を決定

ゴルバチョフ・ソ連大統領は、3月19日、価格改革と、その補償措置に関する大統領令を発令した。その骨子は、①4月2日より食料品などの主要消費物資（ただし、医薬品、電気機械、ガソリン、ウォッカを除く）の公定小売価格を平均60%引上げる、②食料品生産部門への国家助成金制度（主として生産者価格と公定小売価格の逆ざやを補填するもので、90年中は総額1,500億ルーブルに達したものとみられる）を肉と牛乳生産を除いて廃止する、③国民に対し価格引上げの補償措置を実施する（補償金の支払や賃金の引上げ等）。

今次措置の狙いは、①国家統制価格が残されている小売価格を実勢価格に近づけるとともに、②大幅に上昇している生産者価格と公定小売価格の逆ざやを縮小し、補助金を大幅に削減することである。

なお、シエルバコフ副首相とセンチャゴフ国家価格委員会議長は、今次措置に続いて、91年中に全商品の45%を公定小売価格から上限付き自由価格または自由価格へ移行し、92年以降はこの比率を更に拡大していく方針を発表した。

### ◆シンガポール、91年度予算案を発表

シンガポール政府は、3月1日、1991年度（91／4～92／3月）予算案を国会へ提出した。本予算案をみると、歳出（158億シンガポールドル、前年度実績見込み比+15.4%）の伸びが、歳入（172億シンガポールドル、同+1.9%）の伸びを大きく上回ったことから、黒字幅は14億シンガポールドルと前年度実績見込み（32億シンガポールドル）に比べ大幅に縮小する見通し。

本予算の概要は以下のとおり。

(1) 歳入……国内景気の緩やかな減速傾向を映じて、所得税を中心とする税収の伸び鈍化（前年度比+4.1%）を見込むほか、投資収益等租税外収入がやや減少する（同△1.8%）ことから、歳入全体では前年度実績見込み比+1.9%と小幅の伸びにとどまる見通し。

(2) 歳出……経常支出が公債費を中心に前年比2桁台の増加（前年度実績見込み比+12.9%）を続けるほか、開発支出も民間防衛施設や医療施設等の建設プロジェクトがめじろ押しであるこ

とから大幅増（同+21.6%）となるため、歳出全体でも前年度実績見込み比+15.4%と高い伸びとなる見通し。

### シンガポールの91年度予算案

（億シンガポールドル、%）

	1990年度 実績見込み	91年 度 当初予算	前年度比
歳 入	169.1	172.3	1.9
租 稅 収 入	104.6	108.9	4.1
その他の収入	64.5	63.4	△ 1.8
歳 出	137.0	158.1	15.4
経 常 支 出	97.0	109.5	12.9
開 発 支 出	40.0	48.6	21.6
財 政 収 支	32.1	14.2	△55.9

### ◆タイ中央銀行、外為取引の規制緩和策を発表

タイ中央銀行（以下、中銀）は昨年5月のIMF8条国移行を契機として外為取引規制緩和措置を発表したが、本年4月初よりこれに続く第2弾の緩和措置を実施する旨発表（3／5日）。

今回の外為取引規制緩和措置の概要は以下のとおり。

#### (1) 海外渡航の際のバーツ持出し枠拡大

従来、海外渡航に際してバーツの持出しへ、1回につき1万バーツに制限されていたが、今後、同枠を、隣接国に渡航する場合は10万バーツ、その他の国に渡航する場合は5万バーツに拡大。

#### (2) 居住者の外貨預金口座開設自由化

従来、居住者が外貨を取得した場合、7日以内に外為銀行に外貨を売却する旨義務付けられていたが、今後は、海外を源泉とする資金に限り、法人の場合は5百万米ドル、個人の場合は50万米ドルを限度に外貨預金口座を開設し、預入することが可能。また、外貨預金口座に預入しない場合も、外貨保有可能期間を従来の7日間から15日間に延長。

#### (3) 株式配当金、売却益の海外送金自由化

従来、1件当たり50万ドルを越える海外送金については、中銀の許可が必要だったが、今後は送金額の多少にかかわらず自由化。

#### (4) 居住者による対外直接投資等自由化

従来、原則禁止されていた居住者による対外直接

---

投資、海外の関連子会社（25%以上出資）・支店・事務所向け貸出を、今後、5百万米ドルを限度に自由化（ただし、投機的な株式投資、不動産投資については、引き続き中銀の許可が必要）。

（5）国内銀行の居住者に対する外貨建て貸出の自由化

従来、原則禁止されていた国内銀行の居住者向け外貨建て貸出を自由化。

◆豪州、公定歩合を引下げ

オーストラリア準備銀行（中央銀行）は、4月4日、公定歩合（中央銀行による大蔵省ノート<13週間物>再割引レート）の引下げを決定、即日実施した（12.0%→11.5%）。今回の引下げは、消費者物価が総じて安定化の傾向を示す中で失業率の悪化（90／7～9月7.2%→10～12月8.0%→91／1～2月8.5%）等国内景気が一段と減速していることから実施されたもの。なお、本レートの引下げは、昨年12月以来約4か月ぶりであり通算7回目の引下げ措置。